

**環境保全型農業直接支払交付金
鳥取県 中間年評価報告書**

I 都道府県における環境保全型農業推進の方針等

本県では、農林水産省の「みどりの食料システム戦略」（令和3年5年策定）を踏まえ、「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」（令和3年12月改訂）の重点項目に「環境に配慮した農業の推進」を追加しました。このプランに基づき、化学農薬や化学肥料の低減、農業用プラスチック排出量の削減等環境負荷の低減に向けた生産技術の開発及び有機農産物の販路拡大支援等を総合的に実施することにより、作業省力化、コスト低減及び有機農産物等の販売促進を図ることとしている。

地球温暖化対策及び生物多様性戦略としては、令和2年1月に2050年脱炭素（二酸化炭素排出実質ゼロ）宣言し、「令和新時代とっとりイニシアティブプラン」において、環境負荷の少ない生産や周辺環境の保全を推進することとしている。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目		(参考) R1 実績	R2 実績	R3 実績	
実施市町村数		14	14	14	
実施件数		44	40	41	
交付額計（千円）		32,882	32,050	28,721	
実施面積計（ha）		497	556	527	
取組別 実績	有機農業	実施件数	15	12	17
		実施面積（ha）	86	83	72
		交付額（千円）	6,618	9,588	8,172
	堆肥の施用	実施件数	14	19	18
		実施面積（ha）	178	205	168
		交付額（千円）	7,813	9,031	7,396
	カバークロップ	実施件数	23	20	18
		実施面積（ha）	197	185	173
		交付額（千円）	15,767	11,113	10,367
	リビングマルチ	実施件数	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0
	草生栽培	実施件数	0	0	0
		実施面積（ha）	0	0	0
		交付額（千円）	0	0	0
不耕起播種	実施件数	0	0	0	
	実施面積（ha）	0	0	0	
	交付額（千円）	0	0	0	

長期中干し	実施件数	0	1	1
	実施面積 (ha)	0	28	28
	交付額 (千円)	0	224	224
秋耕	実施件数	0	3	4
	実施面積 (ha)	0	24	50
	交付額 (千円)	0	191	403
地域特認取組 ※冬期湛水	実施件数	6	6	5
	実施面積 (ha)	37	31	35
	交付額 (千円)	2,684	1,903	2,159

2 推進活動の実施件数

推進活動		(参考) R1実績	R2実績	R3実績
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動				
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	1	7	7
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	1	1	2
	先駆的農業者等による技術指導	3	4	4
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	0	0	0
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	-	3	3
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動				
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	8	10	8
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	6	3	6
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動				
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	2	1	2
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	18	18	20
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	-	4	4
	その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施	1	3	4

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10アール当たりの施用量	10アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
—	—	—	—

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

冬期湛水管理	取組の概要	冬期の水田に水を張ること鳥類その他の生物の生息場所を確保し、生物多様性を保全する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稻
	10アール当たりの交付単価(国と地方の合計)	8,000円(有機質肥料施用・畦補強実施) 7,000円(有機質肥料施用・畦補強未実施) 4,000円(有機質肥料未施用・畦補強実施) 3,000円(有機質肥料未施用・畦補強未実施)

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
なし	県全域	化学合成農薬の3割低減の特例

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
—	—

III 環境保全効果等の効果

1 地球温暖化防止効果

対象取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロープ・長期中干し・秋耕は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第1期最終評価(令和元年8月)(以下、第1期最終評価。とする)において「地球温暖化防止効果が高い」と評価されている。

本県のこれらの取組面積は令和元年度の461haから令和3年度には492haに増加しており、地球温暖化防止に資する取組が徐々に拡大している。第1期最終評価と同じ算定手法により令和3年度には県内で1,204tCO₂/年の温室効果ガス削減効果が確認されている。

また、令和2年度より取組を開始した「秋耕」は、水稻の収穫後の秋に稲わらのすき込みを行うことで春にすき込む時と比べてメタンの発生量を約50%削減できる取組であり、令和3年度の取組面積50haに対して、343tCO₂/年の温室効果ガス削減効果が確認されており、削減効果が高い。

なお、新しい科学的知見等を踏まえた各取組の温室効果ガス削減効果を算定するため、令和4年度に農業者の営農実態を調査して国に報告しており、全国の調査結果を踏まえた温室効果ガス削減効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

2 生物多様性保全効果

有機農業及び冬期湛水管理の取組は、国が実施した第1期最終評価において「生物多様性保全効果が高い」と評価されている。

本県におけるこれらの取組の面積は令和元年度の123haから令和3年度には107haに減少している。

一方、取組実施による生物多様性保全効果を検討するため、令和3年度に本県で生物多様性保全効果を有機農業における現地調査を実施し、生物多様性が非常に高い・高いが有機農業実施区で100%であったのに対し、慣行栽培の対照区では75%であり、有機農業の実施により生物多様性保全効果が高まったことが確認された。

今後、全国の調査結果を踏まえた生物多様性保全効果の検討結果が国の中間年評価において示されることとなっている。

3 その他の効果

＜地域ブランドによる有利販売・カバークロープによる土壌保全・土づくり＞

鳥取市国府町では、JAいなば国府支店管内の農家グループが主にカバークロープとしてレンゲを使用し、化学農薬・化学合成肥料の5割低減の取組と合わせて栽培したコシヒカリを「万葉美人米」としてブランド化し有利販売を行っている。当地域は、大伴家持が万葉集最後の詩を詠んだ万葉のふるさとと称し、ブランド名の由来となっており、食味にこだわった栽培を行っている。

IV 事業の評価及び今後の方針

1. 事業の評価

令和3年度の県内の取組面積は令和元年度と比較して29ha（6%）増加しており、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動が着実に推進されている。

第2期における取組面積の増加の主な要因は、令和2年度から新しく全国共通取組に追加された長期中干し及び秋耕の取組が拡大したことである。新たな取組であり、今後も取組拡大が期待できるため、さらに制度の周知を行う必要がある。

一方、有機農業、堆肥の施用及びカバークロープは減少傾向となっている。主な理由として有機農業については栽培時の作業負担や経営の採算性を考慮し、慣行栽培へ移行したことで取組面積が縮小している。堆肥の施用及びカバークロープは主に令和3年7月豪雨等の天候不順による病害虫の追加防除により化学合成農薬の使用が増加したことで交付要件を満たせなくなったこと及び農業法人の経営面積の拡大に伴う作業スケジュールの見直しが影響している。特に有機農業の縮小の要因について、本事業の支援では経費負担の軽減になっていないといった意見もあり、今後推進を図るにあたっては現場の負担実態に合わせた見直しが必要である。

また、今後の推進に向けた課題として、令和4年度からみどりの食料システム戦略を踏まえた国際水準GAPのレベルアップの取組として、みどりのチェックシートの取組実施が交付要件となる変更が行われたため、農業者への制度の周知と指導が必要となる。

2. 今後の方針

鳥取県農業生産1千億円達成プランの「環境に配慮した農業の推進」に基づき、令和4年4月にJAグループと県で構成された「環境に配慮した農業推進プロジェクト協議会」が設立された。有機農業・特別栽培等の生産技術確立及び実証普及を図ることとされており、農業者に向けた技術の普及と併せて事業の周知を図る。

今後の推進のために制度を所管する市町村、農業者の技術指導を行う農業改良普及所及びGAP窓口担当部署等関係機関と連携して、国際水準GAPのレベルアップの取組研修を開催するなど農業者への周知と指導を行う。